

様式第1号

上川町認定こども園入園申込書

令和 年 月 日

上川町長 様

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

認定こども園への入園について、次のとおり申し込みます。

入園を希望する児童	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	備考
	()	年 月 日生	男・女	
入園を希望する期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
入園区分	1 認定こども園での「教育」の利用を希望(満3歳以上の児童に限る。) 2 保護者の労働又は疾病等の理由により、認定こども園での「保育」の利用を希望			
保育を必要とする理由	上記2「保育」を希望する場合のみ記入 両親等 ()、()			

○入園児童の家庭の状況

区分	(ふりがな) 氏名	入園児童との続柄	生年月日	性別	勤務先	備考
入園児童の世帯員	()			男・女		
	()			男・女		
	()			男・女		
	()			男・女		
	()			男・女		
	()			男・女		
生活保護の状況			適用なし	適用あり (年 月 日保護開始)		

※町記載欄	入園申込承諾	教育・保育の実施の要旨	教育・保育の実施期間	
		要・否 (理由)	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日
		令和 年 月 日 承諾	備考	

○字は楷書ではっきりと書いてください。

○※印の欄には記入する必要がありません。

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、提出してください。なお、その家族から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「入園を希望する児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「入園を希望する期間」の欄には、小学校就学始期に達するまでの教育又は保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間について記入してください。
- 3 「入園区分」の欄には、1（年齢の基準日において満3歳以上に限ります。）又は2のどちらか該当するものを○で囲んでください。
- 4 「入園区分」の2の入園できる基準は、次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育を必要とする理由」の欄については、（ ）に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際に見ている方）が下の表の（1）から（11）までのそれぞれに該当する番号を記入するとともに、該当する番号の内容が分かる書類を添付してください。（例えば、（1）に該当する場合には就労証明書、（2）では母子手帳の写し、（3）と（4）では介護又は看病している親族等の傷病名や治療見込み期間が分かる診断書等、（5）では災害程度・復旧見込み期間が分かる罹災証明書等、（6）では求職活動を行っている証明書、（7）では在学証明書、（8）から（11）においてもそれぞれ該当する書類を添付してください。）
- 5 「入園児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の入園児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入してください。「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。「生活保護の状況」の欄は、該当するものを○で囲むとともに該当箇所に日付を記入してください。

上川町立認定こども園へ入園できる基準【保育の必要性の認定基準】 （入園区分「2」に該当する場合）

認定こども園に入園できる児童は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- （1）1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- （2）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神身体に障害を有していること。
- （4）同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （5）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （6）求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- （7）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- （8）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- （9）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- （10）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもを保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）
- （11）育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係るこども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。